解散命令公告

広島県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を次のとおり公告する。

　令和８年６月26日　広島県知事　横田　美香

記

名称及び主たる事務所の所在地

１　西日本ゲルマニウム療法業協同組合連合会
　　広島市佐伯区杉並台28番地17

命令の要旨

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

　なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して３か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。